

議案第122号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、家庭系ごみの更なる減量及び資源化を推進するためプラスチックの分別収集を開始することに伴い、処理手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	空きびん及び	市長が定めるごみ袋大(45リットル相当)1枚につき	22円
	ペットボトル	市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき	15円

を	空きびん及び ペットボトル	市長が定めるごみ袋大(45リットル相当)1枚につき	22円	に改める。
		市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき	15円	
	プラスチック	市長が定めるごみ袋大(45リットル相当)1枚につき	22円	
		市長が定めるごみ袋小(25リットル相当)1枚につき	12円	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和9年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和8年12月1日から施行する。

（施行日前における一般廃棄物処理手数料の徴収）

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別

表第1に規定する市長が定めるごみ袋（施行日以後に排出される定期収集する家庭系ごみ（改正後の条例第19条第1項ただし書に規定する定期収集する家庭系ごみをいう。以下同じ。）のうちプラスチックを収納するためのごみ袋として定められたものに限る。）の交付を受けた者（定期収集する家庭系ごみのうちプラスチックを土地又は建物の占有者として排出することとなる者及びこれに準じる者として市長が認める者に限る。）から、改正後の条例別表第1の規定（定期収集する家庭系ごみのうちプラスチックに係る部分に限る。）の例により一般廃棄物処理手数料（以下この項において単に「手数料」という。）を徴収することができる。この場合においては、既納の手数料は、還付しない。

（定期収集する家庭系ごみに係る適用区分）

- 3 改正後の条例別表第1の規定（定期収集する家庭系ごみに係る部分に限る。）は、施行日以後に排出される定期収集する家庭系ごみから適用し、施行日前に排出された定期収集する家庭系ごみについては、なお従前の例による。